

承認第1号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安城市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和元年5月13日提出

安城市長 神谷 学

安城市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月30日

安城市長 神谷 学

安城市条例第27号

安城市税条例の一部を改正する条例

安城市税条例（昭和44年条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第7条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項」を「附則第5条の4の2第5項」に、「同条第9項」を「同条第7項」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第10条の2第5項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第6項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第7項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第8項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第9項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第15項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第16項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第17項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第18項を削り、同条第19項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改め、同項を同条第18項とし、同条に次の1項を加える。

19 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第10条の3第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同条第8項第5号及び第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改める。

附則第13条の2第3項の表以外の部分中「第4号」を「第5号」に改め、同項の表第1項中表以外の部分の項中「第4号」を「第5号」に、「本条」を「この条」に改める。

附則第16条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円

	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条第7項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の安城市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

承認第2号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安城市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和元年5月13日提出

安城市長 神谷 学

安城市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月30日

安城市長 神谷 学

安城市条例第28号

安城市都市計画税条例の一部を改正する条例

安城市都市計画税条例（昭和44年条例第20号）の一部を次のように改正する。
附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改める。

附則第16項中「、第17項、第20項から第24項まで、第26項」を「、第18項、第21項から第25項まで」に、「、第31項、第35項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項」を「、第28項、第32項、第36項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の安城市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第16項の規定の適用については、同項中「若しくは第48項から第50項まで」とあるのは、「、第48項若しくは第49項」とする。

第47号議案

安城市税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年5月13日提出

安城市長 神谷 学

安城市税条例の一部を改正する条例

安城市税条例（昭和44年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第33条の7第1項中「においては、法第314条の7第1項」を「には、同項」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第7条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第9条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第9条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第12条から第13条までの規定（見出しを含む。）及び第13条の3中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第15条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第22条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年6月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の安城市税条例（以下「新条例」という。）第33条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第33条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第33条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限り。）
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限り。）
	送付	送付又は安城市税条例の一部を改正する条例（令和元年安

		城市条例第 号) 附則第 2 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の安城市税条例附則第 9 条第 3 項の規定による同条第 1 項に規定する申告特例通知書の送付
--	--	--

3 新条例附則第 9 条第 1 項から第 3 項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号。以下この項において「改正法」という。）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 314 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第 1 条の規定による改正前の地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、地方税法の改正等に伴い、必要があるため。

第48号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和元年5月13日提出

安城市長 神谷 学

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 契約の目的 | 安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設整備工事 |
| 2 工事の場所 | 安城市根崎町地内 |
| 3 契約工事の概要 | 燃焼ガス冷却設備 受入供給設備 排ガス処理設備ほか |
| 4 契約金額 | 金429,000,000円 |
| 5 契約の相手方 | 名古屋市中区錦三丁目15番15号
荏原環境プラント株式会社中部支店
支店長 大庭 茂 樹 |
| 6 契約の方法 | 随意 |

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、必要があるため。

第49号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和元年5月13日提出

安城市長 神谷 学

記

- 1 契約の目的 安城北中学校校舎改修第2期主体工事
- 2 工事の場所 安城市新田町地内
- 3 契約工事の概要
 - (1) 構造 鉄筋コンクリート造4階建
 - (2) 内容
 - ア 昇降機棟増築
 - イ 外部保全 屋上 外壁ほか
 - ウ 校舎改修 普通教室 廊下ほか
- 4 契約金額 金377,300,000円
- 5 契約の相手方 安城市横山町寺田35番地4
株式会社ナルセコーポレーション
代表取締役 成瀬 日出登
- 6 契約の方法 総合評価方式による条件付一般競争入札

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、必要があるため。

第50号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和元年5月13日提出

安城市長 神谷 学

記

- 1 契約の目的 安城北中学校校舎改修第2期管工事及び普通教室等空調機設置工事
- 2 工事の場所 安城市新田町地内
- 3 契約工事の概要
 - (1) 管工事 給排水設備ほか
 - (2) 空調機設置工事 普通教室 特別教室ほか
- 4 契約金額 金176,550,000円
- 5 契約の相手方 安城市高木町下屋敷2番地
株式会社三幸
代表取締役 酒井 義 秋
- 6 契約の方法 総合評価方式による条件付一般競争入札

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、必要があるため。

第51号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和元年5月13日提出

安城市長 神谷 学

記

- 1 契約の目的 フローラルプレイス改修及び保全主体工事
- 2 工事の場所 安城市赤松町地内
- 3 契約工事の概要
 - (1) 構造 鉄骨造2階建
 - (2) 内容
 - ア 温室改修
 - イ 内部リニューアル 温室ほか
 - ウ 外部保全 屋根 外壁ほか
- 4 契約金額 金671,000,000円
- 5 契約の相手方 安城市横山町寺田35番地4
株式会社ナルセコーポレーション
代表取締役 成瀬 日出登
- 6 契約の方法 総合評価方式による条件付一般競争入札

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、必要があるため。

第52号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和元年5月13日提出

安城市長 神谷 学

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 契約の目的 | フローラルプレイス改修及び保全管及び空調工事 |
| 2 工事の場所 | 安城市赤松町地内 |
| 3 契約工事の概要 | 空調機器設備 給水設備ほか |
| 4 契約金額 | 金258,984,000円 |
| 5 契約の相手方 | 安城市今本町8丁目9番地12
三神設備株式会社
代表取締役 神谷 順二 |
| 6 契約の方法 | 総合評価方式による条件付一般競争入札 |

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、必要があるため。

第53号議案

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和元年5月13日提出

安城市長 神谷 学

記

- 1 取得の目的 職員用パソコンの更新
- 2 取得する財産
 - (1) 種類 ノートブック型パソコン その他機器
 - (2) 数量 ノートブック型パソコン210台 その他機器一式
- 3 契約金額 金42,984,000円
- 4 契約の相手方 名古屋市西区名駅二丁目27番8号
トーテックアメニティ株式会社
代表取締役 坂井 幸治
- 5 契約の方法 条件付一般競争入札

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、必要があるため。

第54号議案

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和元年5月13日提出

安城市長 神谷 学

記

- 1 取得の目的 小学校及び中学校コンピュータ教室用備品の更新
- 2 取得する財産
 - (1) 種類 デスクトップ型パソコン その他機器
 - (2) 数量 デスクトップ型パソコン1,025台 その他機器一式(25校分)
- 3 契約金額 金305,800,000円
- 4 契約の相手方 名古屋市中区新栄一丁目5番8号
富士電機ITソリューション株式会社中部事業本部
本部長 井原 徹也
- 5 契約の方法 条件付一般競争入札

一提案理由一

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、必要があるため。

